

東広島市監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、東広島市長から平成28年度随時監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年6月2日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 小 川 宏 子

随時監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
学校教育部 教育総務課	平成29年3月27日 (東広監委第42号)	平成29年4月26日 (東広教総第4号)

2 監査の実施期間

平成28年12月26日から平成29年3月17日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
随意契約とするために2件の修繕工事を4件に分割して発注しているが、このような行為は、市に対し業者に不信感を抱かせることとなり、また、不適切な支出にも繋がりがねないものである。	指摘を受けた事項について、契約関係法令・例規等を遵守し適正な契約事務を行うよう、係内での会議や打ち合わせをこれまでよりも細かく実施し、係員のコンプライアンス意識の向上・徹底を図った。

今後は、関係規定に従い適正に事務が執行されるよう必要な措置を講じられたい。

また、再発防止のため、各学校からの修繕要望については、原則として写真等を添付した修繕依頼書により受け付けることとし、依頼書が届いた段階で修繕費用が高額となることが予想されるものは、必ず事前に修繕方針、発注方針について整理し、所属長の決裁を受けることとした。

このことにより、係内でのチェック機能を強化するとともに、適正な事務執行を徹底するよう措置を講じた。